

滋賀県再生可能エネルギー等導入推進基金有識者会議の設置について

有識者会議設置の主旨；再生可能エネルギー等推進基金事業の実施に当たって、環境省から事業実施における効率性、透明性の確保、基金事業実施後の評価が求められており、効率性や透明性が適切に検証できる仕組みの構築が必要とされている。（環境省からは、『例えば、外部有識者から構成する評価委員会等によるチェック』という例示がなされている。）

有識者会議の役割について；主に事業実施における透明性の確保の部分を担っていただく。

○専門家から意見をいただく内容について

- ・個々の基金事業の採択基準になるようなものを想定。
- ・項目および重みづけを今後検討（専門家から意見をいただいて最終固める。）。
- ・各計画施設について、より基金事業の目的にあった活用ができるよう助言いただく。

○民間施設分

- ・事業計画の妥当性について、専門家の目線から助言をしていただく。
 - ・採択するかどうかの判断や優先順位をつける際に参考となる助言をいただく。
- *なお、事業を採択するかどうかおよび優先順位については、意見を踏まえて、県が決定する。

○公共施設分

- ・公共施設（各市町等 1 箇所目）については、県内に偏りがないように全市町等に照会し、各市町等が防災拠点となる施設の内から、優先的に再生可能エネルギーを導入すべき施設を選択しているため、効率性、透明性は確保されていると考えている。
 - ・公共施設（各市町等 2 箇所目）については、全市町等に設置いただく予算はないため、優先順位をつけざるをえないことが想定されるので、その際の参考となる助言をいただく。
- *なお、市町等事業の優先順位については、意見を踏まえて、県が決定する。

再生可能エネルギー等導入推進基金事業の取扱いについて（環境省 平成24年5月より抜粋）

問7 事業実施にあたっての透明性確保について

○基金事業の実施にあたっては、例えば、外部有識者から構成する評価委員会等によるチェックを行うなど、事業の立案段階から実施後の評価までの一連のプロセスにおいて、効率性や透明性が適切に検証できる仕組みの構築が必要である。

○個々の基金事業について、環境省において、採択基準は設定しないため、各自治体においては、あらかじめ成果指標や成果目標を設定し、当該成果指標等に照らして、その目標の達成に効果的な事業を実施していただくこととなる。

有識者会議委員の選定について

○有識者会議のメンバーについて

・外部有識者 3 名で構成される有識者会議（事務局は温暖化対策課）とする。

*他県においても、専門家（エネルギー、防災、温暖化対策、環境、都市インフラなど）で構成される 3～4 名の外部評価委員会としている。

○選定方針

本県内の施設に対する補助金事業であるため、本県の各施策に関わりを持っていただいている県内の外部有識者等を選定する。

○略歴等

<学識経験者>

所 属；滋賀県立大学地域産学連携センター

役職・氏名；教授 安田 昌司

本県との関わり；滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会委員

期待される専門分野；エネルギー、機械システム

*地域エネルギー振興室より推薦

<学校>

所属；滋賀県立彦根工業高校

役職・氏名；教諭 田中 良典

本県との関わり；滋賀県地域減災しくみづくり検討会委員

期待される専門分野；地域防災

*防災危機管理局より推薦

<環境関係団体>

所属；滋賀県地球温暖化防止活動推進センター

役職・氏名；キャリアアドバイザー 来田 博美

本県との関わり；滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会委員

期待される専門分野；温暖化対策

*温暖化対策課より推薦

<事務局> エネルギー政策課